

曾根崎交通安全協会会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、曾根崎交通安全協会という。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務所を
大阪市北区堂山町1丁目5番三共梅田ビル6階611号に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、大阪府曾根崎警察署並びに関係機関・団体等と緊密な連携のもと、交通安全思想の普及高揚と、安全で円滑な道路環境の実現に寄与するため、交通安全事業を積極的に推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全教育に関すること。
- (2) 交通関係の広報啓発及び街頭指導に関すること。
- (3) 交通安全功労者・協力者等の表彰に関すること。
- (4) 交通関係の情報提供に関すること。
- (5) 交通安全教育用資器材の確保と提供に関すること。
- (6) 運転免許証更新時講習及び事務手続きに関すること。
- (7) 会員相互の連絡調整に関すること。
- (8) その他、この会の目的を達成するため必要なこと。

(会員の資格)

第 5 条 この会の目的に賛同し、総会において別に定める規程により会費を納入したものを会員とする。

第2章 役 員

(種別)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	20名以上
監事	2名(選任)

第 7 条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。ただし、理事1名は、会員以外の者から選任することが出来る。

2 常任理事及び専務理事は、理事会にはかって会長が委嘱する。

(職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務を推進する。
- 4 常任理事は、会の事業を推進する。
- 5 専務理事は、会長の指示を受けて会務を処理する。
- 6 監事は、会務を監査する。

(任期)

第 9 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(顧問等)

第 10 条 この事業を円滑に推進するため、顧問、相談役及び参与若干名を置く。

- 2 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることが出来る。
- 3 参与は、重要会務に参画し、又は会議に出席して意見を述べることが出来る。(報酬)

第 11 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることが出来る。

- 2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(解任)

第 12 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認めれるとき。

(部会)

第 13 条 理事会の議決により、この会の下部組織としての部会を置くことができる。

- 2 下部組織として、安全運転管理者部会、モータープール部会、自家用自動車部会を置く。
- 3 部会長には、理事の中から会長が委嘱する。
- 4 自家用自動車部会の部会長は、安全協会の会長が兼務する。

- 5 部会規約の設定及び変更については、理事会の承認を受けなければならない。

第3章 会 議

(種別)

第 14 条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、理事会をもって総会に代えることができる。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。
- 4 常任理事は、会長が必要と認め、急速を要するときに開催する。この場合、重大案件については、事後理事会に報告するものとする。

(権能)

第 15 条 総会は、この会則に規程するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 収支予算及び決算

- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 会則の変更
- (4) 役員の任免
- (5) その他、この会の運営に関する重要な事項

(定足数等)

第 16 条 議事は、出席人員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、会長が指名した副会長がこれにあたる。

第4章 会 計

(経費)

第 17 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 18 条 安全協会の会費は、理事会において別に定める。

- 2 会員が脱会したときは既納会費は返還しない。

第5章 事 務 局

(事務局)

第 19 条 この会の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 職員は会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関しては、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(簿冊)

第 20条 この会の会務を処理するため、次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会議録
- (3) 会費徴収簿
- (4) 出納簿
- (5) 沿革史
- (6) その他必要な簿冊

第 21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 曾根崎警察署管内交通安全協会会則（昭和44年2月1日付）は廃止する。
- 2 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、昭和59年4月23日から一部改正施行する。
- 4 この会則は、平成4年10月5日から一部改正施行する。
- 5 この会則は平成6年5月16日から施行する。
- 6 この会則は、曾根崎交通安全協会並びに曾根崎自家用自動車協会統合に伴い平成18年4月3日から一部改正施行する。
- 7 この会則は、平成21年5月22日から一部改正施行する。
- 8 この会則は、平成23年4月1日から一部改正施行する。
- 9 この会則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。